

2025 年 4 月 24 日

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する
法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案」への意見

一般社団法人 くらしサポート・ウィズ
理事長 吉中由紀

当法人は、家族や夫婦、住まい、金銭問題等くらし全般に対する無料の電話相談を中心に、居住支援事業や若者支援事業などを通して、様々な困難を抱えた人達へ寄り添った取り組みを行っています。2019 年に居住支援法人として都からの指定を受け活動すると共に、住宅確保要配慮者の住まい確保や居住継続のために取り組む団体等の相互の交流・研鑽の機会を提供し、関連省庁と共に課題を協議し解決策を構築する全国協議会の事務局も担っています。また、若者支援では、困難を抱える若者への奨学金伴走支援や就労支援、非営利セクターと連携したインターンシップを行っております。

この度の住宅セーフティネット法等の改正及び関連省令案の整備は、住宅確保要配慮者の居住支援強化に向けた重要な一歩であり、特に居住サポート住宅制度の創設や支援法人制度の共管化などを評価いたします。しかしながら、東京都における居住支援の現場の実情に鑑みると、制度の実効性を高め、持続可能なものとするためには、いくつかの課題と改善の必要性を感じています。以下、省令案の各項目に関連付け、現場の課題認識に基づき意見と提案を述べさせていただきます。

2. 概要 【住宅セーフティネット法単管省令の一部改正関係】

(1) 住宅確保要配慮者の定義について

対象者拡大に伴う居住支援法人への支援の強化を求めます。

住宅確保要配慮者の定義に、更生保護対象者、刑務所出所者等、困難な問題を抱える女性などが追加されたことは、これまで支援の網から漏れがちだった層への支援拡大につながる可能性があり、高く評価できます。ただし、居住支援法人にとっては様々な支援対応が必要となり、業務上の負担が増加する可能性もあります。さらなる公的支援の拡充、支援する関係者（機関）への学習の機会の充実化などを求めます。

(5) 認定家賃債務保証業者について

居住サポート住宅以外にも認定家賃債務保証が使える仕組みづくりを求めます。

国土交通大臣が認定する「認定家賃債務保証業者」制度が創設されることは、保証人を見つけることが困難な要配慮者の入居円滑化が期待されます。特に、認定基準として「保証人の設定を求めないこと」が盛り込まれた点は重要です。

ただし、居住支援サポート住宅の利用は限られているという視点から考えると、多くの住宅確保用配慮者が利用できるのかという点で疑問が残ります。居住サポート住宅以外にもこの保証が使えるよう検討を願います。

以上